

浦安市がん対策の推進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、がんが市民の疾病による死亡の最大の原因となっている等、がんが市民の生命及び健康にとって重大な問題であることに鑑み、市の責務並びに市民、保健医療福祉関係者及び事業者の役割を明らかにするとともに、がん対策に関する施策の基本となる事項を定めることにより、総合的にがん対策を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) がん患者等 がん患者及びがんになり患した経験がある者並びにそれらの者の看護等に携わる家族をいう。
- (2) 保健医療福祉関係者 がんの予防、がん医療（がんに係る医療をいう。以下同じ。）及びがん患者に対する介護に関わるものをいう。

(市の責務)

第3条 市は、国、千葉県、市民、保健医療福祉関係者、事業者、関係機関等と連携を図り、本市の特性に応じたがん対策に関する施策を総合的に実施するものとする。

(市民の役割)

第4条 市民は、がんに関する正しい知識を持ち、がんの予防に必要な注意を払い、及びがん検診を積極的に受診し、並びにがん患者に関する理解を深めるよう努めるとともに、市が実施するがん対策に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(保健医療福祉関係者の役割)

第5条 保健医療福祉関係者は、がんに対する予防及び早期発見に資する環境の整備並びに良質かつ適切ながん医療又は福祉サービス及びがんに関する情報の提供に努めるとともに、市が実施するがん対策に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、従業員又はその家族のがんに対する予防及び早期発見に資する環境の整備並びに従業員又はその家族のがんに罹患した場合においては、従業員が働きながら治療を受け、療養し、看護することができるよう、また、自己又はその家族のがんに罹患したことにより離職した者が再就職することができるよう、就労環境の整備に努めるとともに、市が実施するがん対策に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(情報の提供)

第7条 市は、保健医療福祉関係者等と連携を図り、市民のがんに関する適切な情報を得られるよう、情報の提供をするものとする。

(がん教育)

第8条 市は、児童及び生徒を含む市民が学校教育、社会教育等の学習の場において、がんに関する理解を深めるための教育を推進するものとする。

(がんの予防及び早期発見の推進)

第9条 市は、がんの予防に資するため、喫煙、食生活、運動その他の生活習慣、ウイルス等の感染及び生活環境が健康に及ぼす影響等の正しい知識の普及啓発その他の必要な施策を実施するものとする。

2 市は、がんの予防に資するため、学校、病院、官公庁その他の公共性の高い施設及び多数の者が利用する施設における喫煙の禁止の取組及び受動喫煙を防止するための取組を推進するものとする。

3 市は、がんの早期発見に資するため、がん検診の質及び受診率の向上等を図るために必要な施策を実施するものとする。

(がん患者等への支援)

第10条 市は、がん患者等が、がんと共存し、がんと向き合う中で新たな価値観を創造し、尊厳をもって安心して自分らしい生活を送るために、次に掲げる必要な施策を実施するものとする。

(1) がん診療連携拠点病院（国が定める指針に基づき、専門的ながん医療の提供を行う医療機関として厚生労働大臣が指定した病院をいう。）等に設置される、がんに関する相談支援センターの活用の促進

(2) がん患者等の身体的、精神的及び社会的な苦痛等を予防し、緩和するた

めの取組の推進

(3) がん患者等で構成される民間団体等の活動の情報の発信及びそれらの団体等が行う市のがん対策に資する活動への協力

(4) 前3号に掲げるもののほか、がん患者等への支援に必要な施策
(がん患者等の就労支援)

第11条 市は、がん患者等の雇用の継続又は円滑な就職に資するよう、事業主に対するがん患者等の就労に関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を実施するものとする。

(在宅療養への支援)

第12条 市は、在宅療養を希望するがん患者及びその家族に対し、保健医療福祉関係者等と連携及び協力を図り、在宅療養の充実に関する適切な情報提供及び相談支援その他の必要な施策を実施するものとする。

附 則

この条例は、平成31年1月1日から施行する。